



# 喜茂別町 子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成 27 年度～平成 31 年度

# 1 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

喜茂別町では、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、取り組みを進めてきました。次いで、平成 22 年 3 月に、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援等を行っていくため「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」（子ども・子育て支援法、認定子ども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）を制定し、平成 27 年 4 月から市町村を実施主体とする子ども・子育て支援新制度に移行することになりました。

「喜茂別町子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援の基本的な考え方と、これまでの町の取り組みを基に、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等を計画するために策定するものです。

## 2. 計画の位置づけと期間

---

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく「喜茂別町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を引き継ぐ新しい事業計画です。

また、平成 24 年度からスタートしている「喜茂別町総合計画」をはじめとする関連計画と整合をはかり策定しています。

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間で、次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画とします。



# II 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

子ども・子育て支援法の基本理念は次のようになっています。

### 子ども・子育て支援法の基本理念

1. 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容と水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

また、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、次のような考え方を示しています。

### 国の基本指針による基本的な考え方

#### 基底となる考え方

- ★ 子どもの最善の利益が実現される社会をめざす
- ★ 全ての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ★ 保護者は子育ての第一義的責任を有する

#### 子どもの育ちに関する理念

- ★ 愛情、情緒の安定、他者への信頼感、基本的な生きる力の獲得
- ★ 乳幼児期の重要性・特性を認識し、質の高い教育・保育の安定的提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障

#### 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- ★ 保護者は子育ての第一義的責任を有する
- ★ 保護者が自己肯定感をもって子どもを育む、子どもの育ち（子育て）とともに親（保護者）も成長するよう（親育ち）支援
- ★ 施設での集団での学び・育ちへの支援、それに向けた専門性の向上、教育・保育・地域での子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
- ★ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（保健・予防・医療・教育・福祉の連携強化）
- ★ 施設間の連携強化（幼保小・0～2歳と3～5歳）

#### 社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割

- ★ すべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性への関心と理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすこと
- ★ 家庭・施設・地域の連携強化

一方、「喜茂別町次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、基本理念を次のように定めました。

### 喜茂別町次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念

#### 「地域が育む未来の担い手」

—子どもも親も町民もみんな安全に安心して暮らし、助けあい支えあって“ふるさと喜茂別町”を創っていくことをめざし、前期計画のキーポイント「地域社会の理解と協力」という考え方を踏襲して定める—

前記のように、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしており、国の基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすと明記しています。

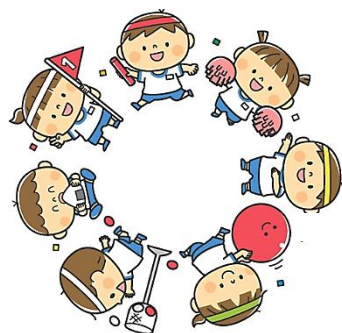
喜茂別町では、次世代育成支援行動計画（後期計画）で、子どもとその家庭だけでなく地域社会全体で、あたたかな見守りと安心して子どもを産み育てられる町をつくることをめざしてきました。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝でもあります。今後とも家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって次世代育成の歩みを進めていく必要があります。

したがって、この計画では、子どもの最善の利益を第一に、法の考え方や喜茂別町総合計画、これまでの取り組みを考えあわせ、喜茂別町次世代育成支援行動計画で定めた基本理念である「地域が育む未来の担い手」を引き継ぎます。

### 基本理念

## 地域が育む未来の担い手



#### 子どもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」（平成6年5月16日条約第2号）で基本原則として掲げられた考え方。

##### ● 児童の権利条約第3条1

児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

## 2. 子ども・子育て支援の視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みづくりが必要となっています。

この計画では、子ども・子育て支援新制度における「子どもの最善の利益」と子育て支援策を通じた基本理念の実現をめざすため、次の3つの視点をもって基本目標を設定します。

### 子ども・子育て支援の視点

#### ★子育ての視点

すべての子どもが、自らの成長力と可能性を伸ばし明るく元気に育つよう、みんなで応援する

#### ★親育ちの視点

すべての親が、子育てと仕事、自己啓発や生活を充実してできるよう、みんなで応援する

#### ★町育ちの視点

地域の社会資源と町民の力をつないで、みんなが子どもと子育てを見守り応援する

## 3. 基本方針



基本指針についての国の考え方は次のとおりです。

### ①実施主体

- 子ども・子育て支援新制度の実施主体は市町村

### ②質の高いサービスの提供

- 質の確保・向上
- 幼保小連携の推進
- 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上  
労働環境配慮
- 施設・事業の運営に関する評価と改善
- 障がい児など特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育の利用

### ③質の高いサービス提供のための連携・協働

- 新制度に係る事務の一元的実施体制の整備  
関係部局間の連携・協働
- 教育・保育施設と地域型保育事業者の連携  
保育所等と放課後健全育成事業との連携等
- 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援に係る連携  
幼保小連携  
0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携

基本理念の実現をめざして取り組む事業の推進にあたり、国の基本方針とこれまでの計画の基本的な視点や目標等を考え合わせ、次のように基本方針を定めます。

### 基本方針 1 子どもの権利を守る町に

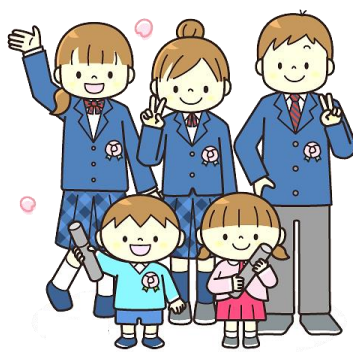
- ★子どもを人として尊び、社会の一員として重んじる意識の醸成に努めます。
- ★子どもの“育ち”（自ら成長しようとする力を伸ばす）を促す環境をつくとともに、子ども自らが考え行動することを支援・尊重する機運を育みます。

### 基本方針 2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町に

- ★親（保護者）の“親育ち”を促しながら、子どもとともに成長できる町になるよう、意識や機運の醸成に努めます。
- ★幼稚園、保育所、小学校、企業等、サークル、地域など教育・子育てに関わる機関や団体等の連携と協働を促しながら子育て支援体制の確立をめざします。

### 基本方針 3 健やかに安心して子どもを育てられる町に

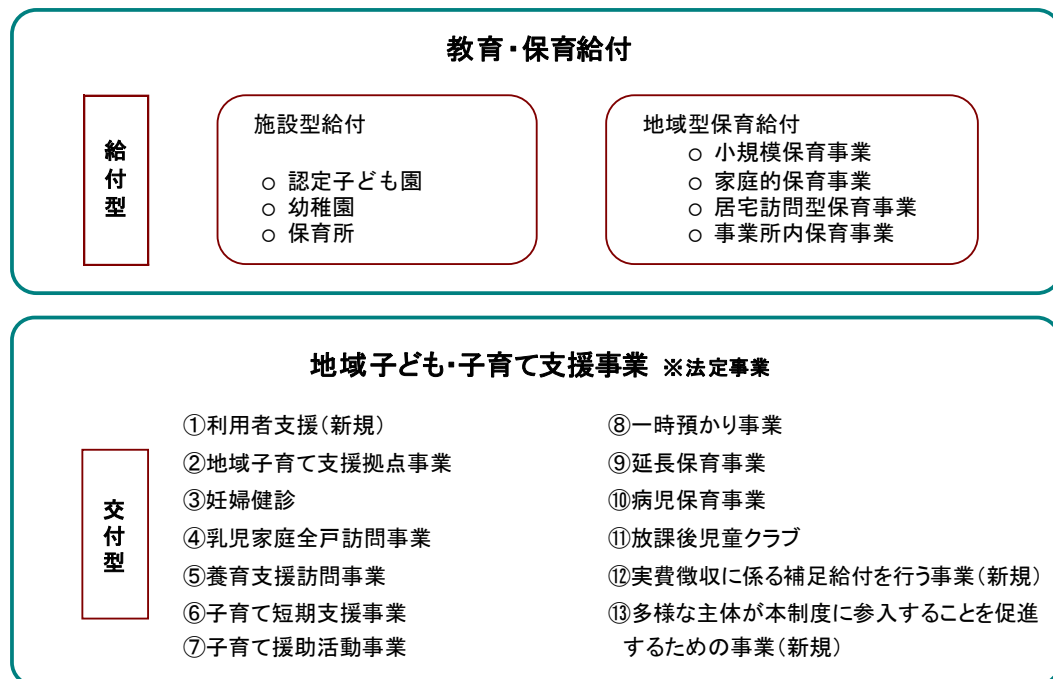
- ★妊娠・出産期、子どもの発達時期に応じた母子保健等の取り組みを進めます。
- ★就学前の子どもの教育と保育の充実に努めます。
- ★放課後の子どもが安全に楽しく過ごせる居場所づくりを進めます。



# III 子ども・子育て新制度の概要

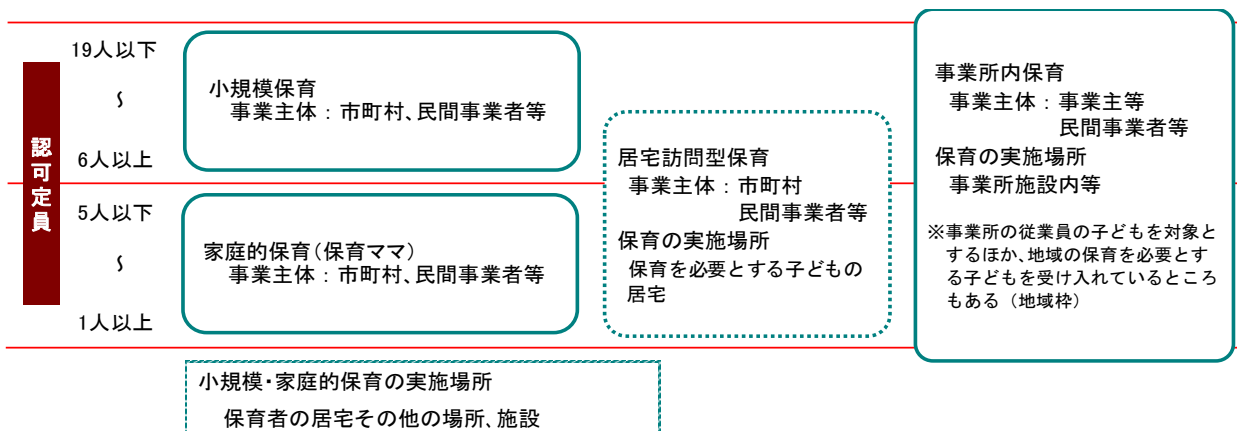
## 1. 新制度の全体像

### ■新制度の事業体系



※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可・認定を受けた事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

### ■地域型保育給付対象事業



## 2. 保育の必要性の認定と教育・保育提供区域

これまで保育所の入所は「保育に欠けること」が認定の基準になっていましたが、新制度では、「保育が必要なこと」になり、保護者の申請を受けた市町村が、国の客観的基準に基づき、「保育の必要性」を認定したうえで給付を行う仕組みになりました。

認定区分	対象児童		対象施設
1号認定	3～5歳	3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	認定子ども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	3歳以上で「保育の必要性の認定」を受けた 就学前の子ども(保育の必要性あり)	認定子ども園 保育所
3号認定	0～2歳	3歳未満で「保育の必要性の認定」を受けた 就学前の子ども(保育の必要性あり)	認定子ども園 保育所 小規模保育事業

※1 2号、3号の認定を受ける子どものうち、ひとり親家庭や虐待のおそれがあるケースの子ども等は優先利用

※2 認定子ども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある

※3 小規模保育事業とは、0～3歳未満の子どもを対象に、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと

喜茂別町の教育・保育提供区域

● 喜茂別町全域

## IV 教育・保育の提供体制

■ 喜茂別町全域：教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					53人	48人	40人	39人	37人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		1人	1人	1人	1人	1人
2号	3～5歳	教育ニーズあり(上段) 保育(下段)	幼稚園、認定こども園		0人	0人	0人	0人	0人
			保育所、認定こども園		37人	33人	26人	25人	23人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園		3人	3人	3人	3人	3人
	1、2歳	保育	地域型保育		12人	11人	10人	10人	10人
②確保の内容				55人	53人	48人	40人	39人	37人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	0人	1人	1人	1人	1人	1人
		教育ニーズあり	幼稚園、認定こども園	41人	0人	0人	0人	0人	0人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		37人	33人	26人	25人	23人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園	1人	3人	3人	3人	3人	3人
	1、2歳	保育	地域型保育	13人	12人	11人	10人	10人	10人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人



# V 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

## 1. 利用者支援事業（新規事業）

### 確保の内容

1 か所実施。平成 27 年度から子育て支援センターで対応する予定です。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
差(②-①)		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

## 2. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

### 確保の内容

今後も事業を継続し、その充実に努めます。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		24 人回/月	22 人回/月	21 人回/月	20 人回/月	20 人回/月
②確保の内容	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用可能数		24 人回/月	22 人回/月	21 人回/月	20 人回/月
差(②-①)		0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月

## 3. 妊婦健康診査

### 確保の内容

今後ともすべての妊婦が安全・安心な出産を迎えるための健診機会を確保します。  
また、経済的負担軽減のための助成を継続します。  
あわせて、若年者の健康管理や思春期教育を進めます。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		140 人回/年	126 人回/年	126 人回/年	126 人回/年	126 人回/年
②確保の内容	168 人回/年	140 人回/年	126 人回/年	126 人回/年	126 人回/年	126 人回/年
差(②-①)		0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年

## 4. 乳児家庭全戸訪問事業

### 確保の内容

提供体制は確保できています。引き続き訪問にあわせて発達や栄養、生活等の相談・指導、サービス紹介、予防接種などの情報提供を行います。

また、母親の育児力の向上や孤立防止などをめざしてコミュニケーションを深めるなどの取り組みを継続します。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		10人/年	9人/年	9人/年	9人/年	9人/年
②確保の内容	11人/年	10人/年	9人/年	9人/年	9人/年	9人/年
差(②-①)		0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

## 5. 養育支援訪問事業

### 確保の内容

提供体制は確保できていますので、これまでの対象者を継続して支援していくとともに、早期に対象者を把握し支援につなげていきます。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		5人/年	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年
②確保の内容	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年
差(②-①)		0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

## 6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 確保の内容

町に施設がなく、計画期間中（平成27～31年度）は実施しません。

## 7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 確保の内容

町には事業を行う組織や施設がなく、ニーズ量もありませんので計画期間中（平成27～31年度）は実施しません。

## 8. 一時預かり事業

(1) 在園児を対象とした一時預かり（在園児対象型）

**確保の内容** 実施しません。今後、認定子ども園の設置を検討するなかで改めて検討します。

(2) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

**確保の内容** 平成 28 年度から保育所での一時預かり事業の実施を予定しています。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		134 人日/年	122 人日/年	120 人日/年	101 人日/年	97 人日/年
②確保の内容	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	0 人日/年	0 人日/年	150 人日/年	120 人日/年	120 人日/年	120 人日/年
差(②-①)		-134 人日/年	28 人日/年	0 人日/年	19 人日/年	23 人日/年

## 9. 時間外保育事業（延長保育）

**確保の内容** 平成 28 年度から保育所での一時預かり事業の実施を予定しています。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		8 人	7 人	6 人	6 人	6 人
②確保の内容	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	0 人	0 人	7 人	6 人	6 人	6 人
差(②-①)		-8 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## 10. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）

**確保の内容** 喜茂別町立クリニックの空きスペースを活用し、病児保育を実施します。

	現状	推計				
	平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		208 人日/年	190 人日/年	163 人日/年	157 人日/年	151 人日/年
②確保の内容	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	0 人日/年	208 人日/年	190 人日/年	163 人日/年	157 人日/年	151 人日/年
差(②-①)		0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年

## 11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 確保の内容

ニーズ量が受け入れ可能数を下回っていますので提供体制は確保されます。

今後、高学年での希望があれば受け入れに努め、新制度の態勢を整えるとともに、事業の質の向上に努めます。

		現状	推計				
		平成26年度実績見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	低学年		22 人	20 人	19 人	18 人	16 人
	高学年		2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	計		24 人	22 人	20 人	19 人	17 人
②確保の内容	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	低学年	23 人	22 人	20 人	19 人	18 人	16 人
	高学年	0 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	計	23 人	24 人	22 人	20 人	19 人	17 人
差(②-①)			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

### 確保の内容

国や北海道の動向を踏まえながら今後の事業実施を検討し、基準を設けて補助していきます。

## 13. 多様な主体が参入することを促進するための事業（新規事業）

### 確保の内容

今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討しますが、主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定子ども園などについて多様な担い手・事業者が参入できるよう努めていきます。

# VI 計画の推進にあたって

## 1. 推進体制

---

計画の推進にあたっては、教育・保育事業への町民のニーズに応じていくため、必要な事業の量の確保、多様化について質の向上に努めます。

また、関係課・局、関係機関、団体、企業等、地域、子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

## 2. 多様な主体の参画促進

---

喜茂別町には待機児童はおりませんが、今後とも、地域や団体、企業等の連携を深めながら教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のみならず、さまざまな主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育てへの参画を進めます。

## 3. 情報提供・相談対応体制の充実

---

子どもの教育・子育てに係る相談や情報提供などをワンストップで総合的に行うため、この計画の新規事業「利用者支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を推進します。

## 4. 子ども・子育て会議

---

町では、子ども・子育て会議の円滑な運営と有効活用をはかり、町民意見・町民ニーズの把握と取り組みへの反映、計画の進行管理に努めます。

## 5. 計画の進行管理

---

この計画を実効性のあるものとするため、「喜茂別町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善に努めます。